

寒河江市立地適正化計画

届出の手引き

目次

- | | | |
|---|------------------------|---|
| 1 | 立地適正化計画と届出制度について | 1 |
| 2 | 居住の誘導に係る届出について【住宅】 | 2 |
| 3 | 都市機能の誘導に係る届出について【誘導施設】 | 4 |
| 4 | 都市機能誘導区域及び居住誘導区域 | 8 |
| 5 | 記入例 | 9 |

寒河江市

1 立地適正化計画と届出制度について

(1) 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと公共交通等との連携により『コンパクト・プラス・ネットワーク』の考えによる持続可能なまちづくりを進めていくための計画です。

この計画には、子育て機能や商業機能などの都市機能を誘導しようとする都市機能誘導区域や（8ページ参照）、緩やかに居住を誘導していく居住誘導区域（8ページ参照）などが定められています。

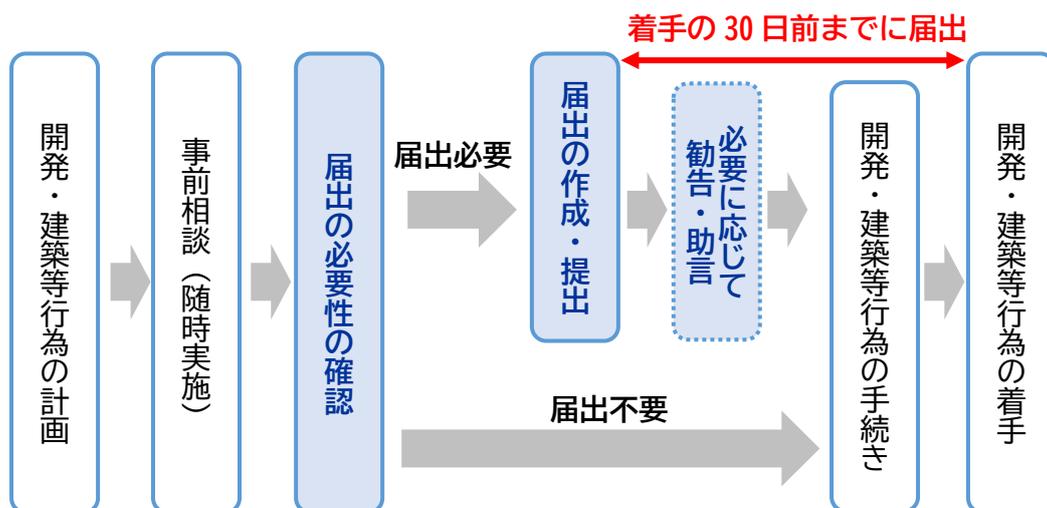
(2) 立地適正化計画に基づく届出とは

立地適正化計画の公表に伴い、以下の行為を行おうとする場合、都市再生特別措置法に基づき、着手の **30 日前までに市長への届出が必要**となります。また、届出の内容を変更する場合も、変更に係る行為に着手する **30 日前までに届出が必要**となります。

- | | |
|-------------------------------|----------|
| ・ 居住誘導区域外での一定規模の住宅の開発行為や建築等行為 | (2 ページへ) |
| ・ 都市機能誘導区域外での誘導施設の開発行為や建築等行為 | (4 ページへ) |
| ・ 都市機能誘導区域内での誘導施設の休止又は廃止 | (4 ページへ) |

(3) 届出の流れ

届出対象の開発行為や建築等行為を行おうとする場合は、行為に着手する日の 30 日前までに、届出に必要な書類を作成し、建設管理課へ提出してください。



2 居住の誘導に係る届出について【住宅】

(1) 届出対象の行為

①居住誘導区域外で以下の開発行為をする場合	
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

※「開発行為」とは、都市計画法第4条第12項に規定する「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更」のことをいいます。

※「住宅」とは、戸建て住宅、共同住宅、長屋住宅等です。

開発行為の種類	届出の有無
例1) 3戸の開発行為 	必要
例2) 1,300㎡、1戸の開発行為 	必要
例3) 800㎡、2戸の開発行為 	不要

②居住誘導区域外で以下の建築等行為をする場合	
建築等行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

※「改築」とは、建築物の全部若しくは一部を除却し、又はこれらの部分が災害等によって滅失した後、引き続き、これと用途、規模、構造の著しく異なる建築物を建てることをいいます。

建築等行為の種類	届出の有無
例1) 3戸の建築行為 	必要
例2) 1戸の建築行為 	不要

ただし、都市再生特別措置法（第88条第1項）の規定により、以下の行為を行う場合には、届出の必要はありません。

- ・ 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為及び新築
- ・ 建築物を改築し、又は用途を変更して仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供する住宅等とする行為
- ・ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

(2) 届出書類の作成

届出は、以下の区分により所定の届出様式に添付図書を添え、開発・建築等の行為に着手する日の **30 日前までに**、**建設管理課**へ提出してください。

①開発行為の場合・・・記入例 1 (10 ページ)	
届出書	【様式第 10】 開発行為届出書
添付図書	①位置図 (当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺 1,000 分の 1 以上) ②設計図 (土地利用計画図：縮尺 100 分の 1 以上) ③その他参考となる事項を記載した図面 (公図、求積図 等)

②建築等行為の場合・・・記入例 2 (11 ページ)	
届出書	【様式第 11】 住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書
添付図書	①配置図 (敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺 100 分の 1 以上) ②立面図 (住宅等の 2 面以上の立面図：縮尺 50 分の 1 以上) ③平面図 (各階平面図：縮尺 50 分の 1 以上) ④その他参考となる事項を記載した図面 (位置図、公図、求積図、建物求積図 等)

③開発・建築等行為の届出内容を変更する場合・・・記入例 3 (12 ページ)	
届出書	【様式第 12】 行為の変更届出書
添付図書	上記、開発行為及び建築等行為の場合と同様

※各届出手続きを代理人に委任する場合は、委任状を添付してください。

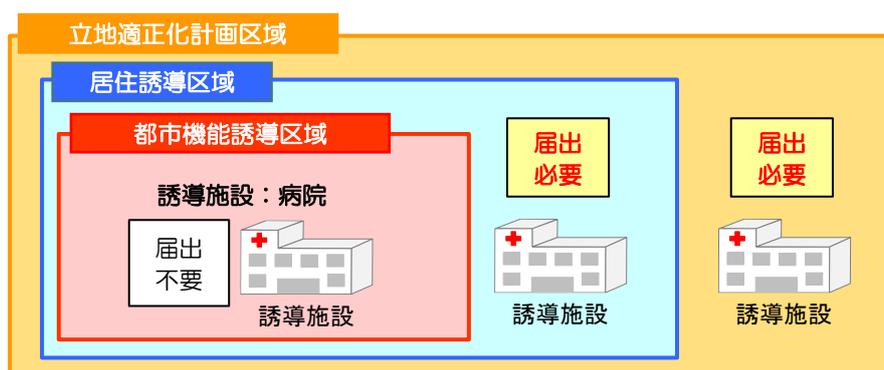
(3) その他

- ◇立地適正化計画に基づく届出は、「居住誘導区域外における住宅開発の動向」を把握するとともに、各種支援措置などの情報提供を通じて誘導区域内への立地促進を行う機会として運用するものです。
- ◇届出をしないで、又は虚偽の届出をして、開発行為・建築等行為を行った場合、都市再生特別措置法第 130 条の規定に基づき 30 万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ◇届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第 35 条「重要事項の説明等」の対象になります。
- ◇居住誘導区域外での開発行為及び建築等行為が、居住誘導区域内の住宅の立地誘導を図る上で支障があると認められるときは、都市再生特別措置法第 88 条第 3 項の規定に基づき、必要な勧告をすることがあります。

3 都市機能の誘導に係る届出について【誘導施設】

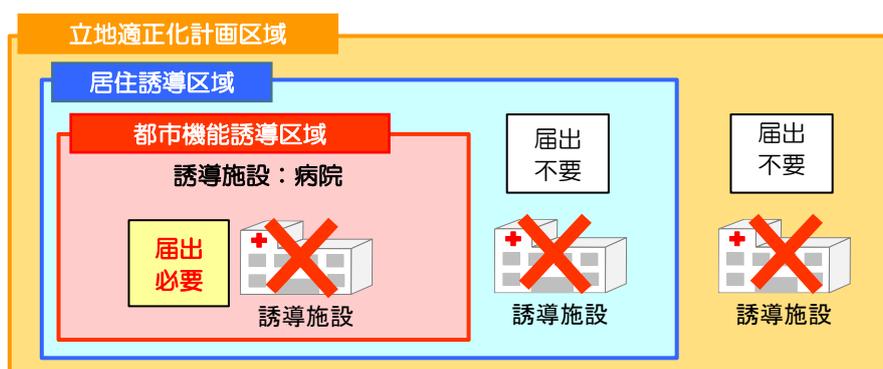
(1) 届出対象の行為

①都市機能誘導区域外で以下の行為をする場合	
開発行為	・誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合



※都市機能誘導区域内であっても、当該区域に位置づけがない誘導施設の開発行為・建築等行為を行う場合、**届出が必要**です。

②都市機能誘導区域内で「誘導施設」を休止又は廃止する場合



ただし、都市再生特別措置法（第108条第1項）の規定により、以下の行為を行う場合には、届出の必要はありません。

- ・誘導施設を有する建築物で仮設のものとして行う行為（建築の用に供する目的で行う開発行為及び建築等行為（新築、改築又は用途の変更））
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ・都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

(2) 届出対象の施設（誘導施設）

届出の対象となる施設（誘導施設）は次のとおりです。

機能	誘導施設	寒河江駅・ 西寒河江駅 周辺地区	南寒河江駅 周辺地区
行政機能	本庁舎（市庁舎）	●	－
介護福祉 機能	地域包括支援センター （ハートフルセンター内）	●	－
	総合福祉保健センター （ハートフルセンター）	●	－
子育て機能	保育所・幼稚園 ・認定こども園	●	－
	こども家庭センター （ハートフルセンター内）	●	－
商業機能	大規模小売店 （1,000 m ² 超）	●	－
医療機能	病院（20床以上）	●	●
金融機能	銀行・信用金庫・JA	●	－
教育・文化 機能	中学校	●	－
	中央公民館 （文化センター内）	●	－
	市民文化会館 （文化センター内）	●	－
	コミュニティセンター	●	●
	市立図書館	●	－
	多目的運動広場	●	－

●：誘導施設に設定

－：誘導施設に設定しない

(3) 届出書類の作成

届出は、以下の区分により所定の届出様式に添付図書を添え、開発・建築等の行為に着手する日の **30 日前までに**、**建設管理課**へ提出してください。

①開発行為の場合・・・記入例4（13 ページ）	
届出書	【様式第 18】 開発行為届出書
添付図書	①位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺 1,000 分の 1 以上） ②設計図（土地利用計画図：縮尺 100 分の 1 以上） ③その他参考となる事項を記載した図面（公図、求積図 等）

②建築等行為の場合・・・記入例5（14 ページ）	
届出書	【様式第 19】 誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書
添付図書	①配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面：縮尺 100 分の 1 以上） ②立面図（建築物の 2 面以上の立面図：縮尺 50 分の 1 以上） ③平面図（各階平面図：縮尺 50 分の 1 以上） ④その他参考となる事項を記載した図面（位置図、公図、求積図、建物求積図 等）

③開発・建築等行為の届出内容を変更する場合・・・記入例6（15 ページ）	
届出書	【様式第 20】 行為の変更届出書
添付図書	上記、開発行為及び建築等行為の場合と同様

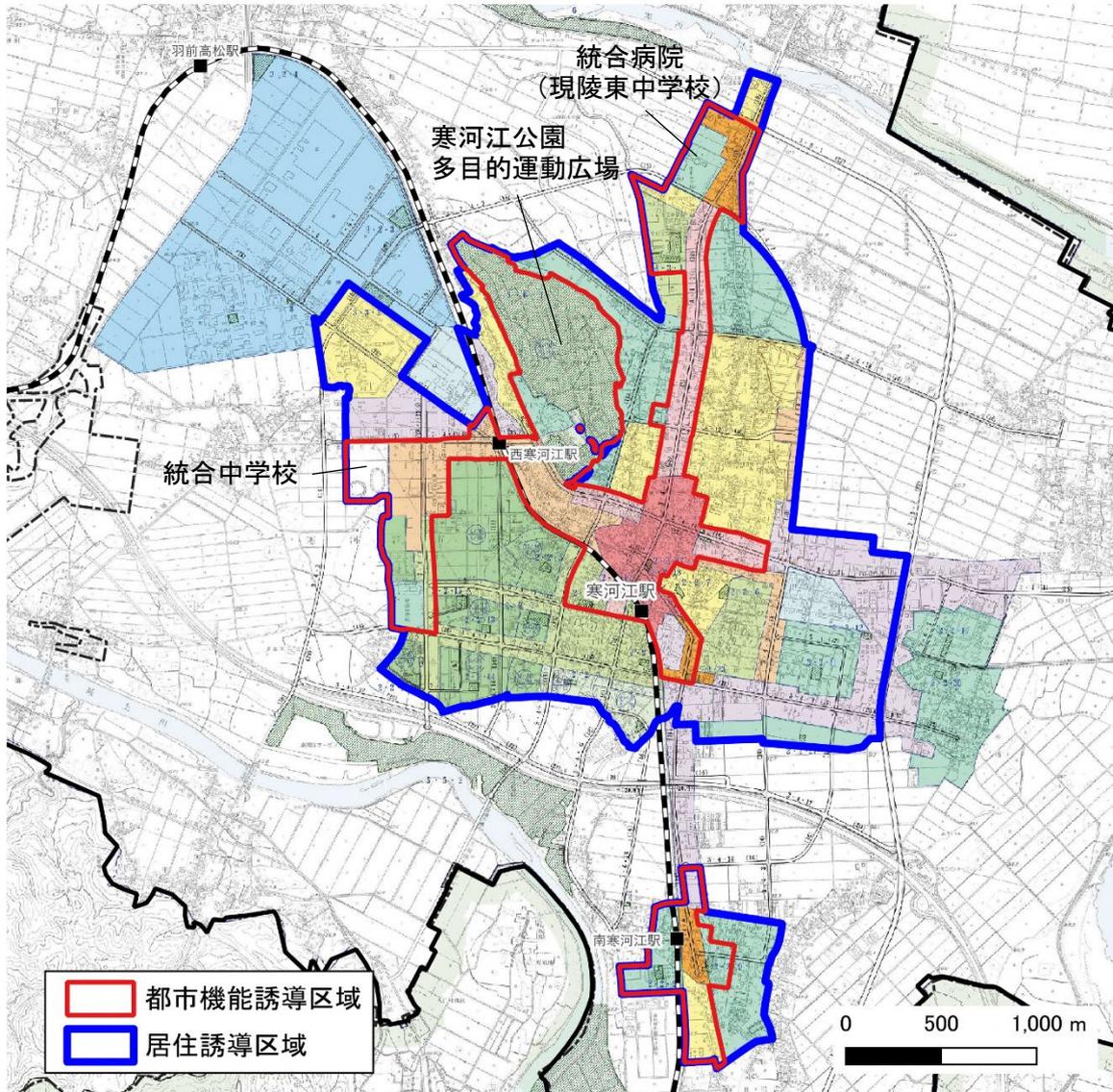
④「誘導施設」を休止又は廃止する場合・・・記入例7（16 ページ）	
届出書	【様式第 21】 誘導施設の休廃止届出書
添付図書	原則不要

※各届出手続きを代理人に委任する場合は、委任状を添付してください。

(4) その他

- ◇立地適正化計画に基づく届出は、「都市機能誘導区域内外における誘導施設の立地動向」、「都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の動向」を把握するとともに、各種支援措置などの情報提供を通じて誘導区域内への立地促進を行う機会として運用するものです。
- ◇届出をしないで、又は虚偽の届出をして、開発行為・建築等行為を行った場合、都市再生特別措置法第130条の規定に基づき30万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ◇届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第35条「重要事項の説明等」の対象になります。
- ◇都市機能誘導区域外での開発行為・建築等行為が、都市機能誘導区域内における誘導施設の立地誘導を図る上で支障があると認められるときは、都市再生特別措置法第108条第3項の規定に基づき、必要な勧告をすることがあります。
- ◇新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、休止又は廃止しようとする誘導施設の建築物を有効に活用する必要があると市が認めるときは、都市再生特別措置法第108条の2第2項の規定に基づき、当該建築物の存置その他の必要な助言又は勧告をすることがあります。

4 都市機能誘導区域及び居住誘導区域



5 記入例

(1) 居住誘導区域に係る届出対象となるもの【住宅】

記入例	様式	届出書の内容	該当ページ
記入例1	様式第10	開発行為届出書	10
記入例2	様式第11	住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書	11
記入例3	様式第12	行為の変更届出書	12

(2) 都市機能誘導区域に係る届出対象となるもの【誘導施設】

記入例	様式	届出書の内容	該当ページ
記入例4	様式第18	開発行為届出書	13
記入例5	様式第19	誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書	14
記入例6	様式第20	行為の変更届出書	15
記入例7	様式第21	誘導施設の休廃止届出書	16

様式第 10（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 1 号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和〇年〇月〇日
寒河江市長 ○○ ○○

届出日を記入
(行為着手の 30 日前まで)

届出者 住所 寒河江市大字〇〇〇〇〇
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役〇〇〇〇
連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

地番を記入

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	寒河江市大字〇〇〇〇〇
	2 開発区域の面積	〇,〇〇〇平方メートル
	3 住宅等の用途	共同住宅
	4 工事の着手予定年月日	令和〇年〇月〇日
	5 工事の完了予定年月日	令和〇年〇月〇日
	6 その他必要な事項	住宅用区画数：〇〇区画 住宅戸数：〇戸

該当する以下の用途を記載
・一戸建ての住宅
・兼用住宅
・長屋
・共同住宅

開発行為における工事着手届の工事着手年月日を記入

住宅用区画数等を記入

注) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

■添付図書

- ・位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺1,000分の1以上）
- ・設計図（土地利用計画図：縮尺100分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（公図、求積図 等）
- ・委任状（代理人が届出する場合）

様式第 11（都市再生特別措置法施行規則第 35 条第 1 項第 2 号関係）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築
建築物を改築して住宅等とする行為
建築物の用途を変更して住宅等とする行為

このうち「住宅等の新築」が該当する行為に である。

について、下記により届け出ます。

令和〇年〇月〇日
寒河江市長 〇〇 〇〇

届出者 住所 寒河江市大字〇〇〇〇〇
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役〇〇〇〇
連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

地番を記入

1 住宅等を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在・地番：寒河江市大字〇〇〇〇〇 地目：宅地 面積：〇〇平方メートル
2 新築しようとする住宅等又は改築若しくは用途の変更後の住宅等の用途	共同住宅（〇戸） 該当する以下の用途を記載 ・一戸建ての住宅 ・兼用住宅 ・長屋 ・共同住宅
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	着手予定年月日：令和〇年〇月〇日 完了予定年月日：令和〇年〇月〇日

注) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

■添付図書

- ・配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺100分の1以上）
- ・立面図（住宅等の2面以上の立面図：縮尺50分の1以上）
- ・平面図（各階平面図：縮尺50分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（位置図、公図、求積図、建物求積図 等）
- ・委任状（代理人が届出する場合）

様式第12（都市再生特別措置法施行規則第38条第1項関係）

行為の変更届出書

届出日を記入
(行為着手の30日前まで)

令和〇年〇月〇日

寒河江市長 ○〇 ○〇

届出者 住所 寒河江市大字〇〇〇〇〇
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役〇〇〇〇
連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

様式第10もしくは
第11の届出日を記入

1 当初の届出年月日 令和〇年〇月〇日

2 変更の内容

変更する項目	変更前	変更後
開発区域面積の変更	〇〇平方メートル	△△平方メートル
住宅用区画数の変更	〇〇区画	△△区画
着手予定年月日の変更	令和〇年〇月〇日	令和△年△月△日

3 変更部分に係る行為の着手予定日 令和〇年〇月〇日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 令和〇年〇月〇日

注1) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2) 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

■添付図書

〈開発行為の場合〉

- ・位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺1,000分の1以上）
- ・設計図（土地利用計画図：縮尺100分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（公図、求積図 等）
- ・委任状（代理人が届出する場合）

〈建築等行為の場合〉

- ・配置図（敷地内における住宅等の位置を表示する図面：縮尺100分の1以上）
- ・立面図（住宅等の2面以上の立面図：縮尺50分の1以上）
- ・平面図（各階平面図：縮尺50分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（位置図、公図、求積図、建物求積図 等）
- ・委任状（代理人が届出する場合）

様式第18（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第1号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和〇年〇月〇日
寒河江市長 〇〇 〇〇

届出日を記入
(行為着手の30日前まで)

届出者 住所 寒河江市大字〇〇〇〇〇〇
氏名 株式会社〇〇〇〇〇
代表取締役〇〇〇〇〇
連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

地番を記入

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	寒河江市大字〇〇〇〇〇〇
	2 開発区域の面積	〇,〇〇〇平方メートル
	3 建築物の用途	商業施設（スーパーマーケット）
	4 工事の着手予定年月日	令和〇年〇月〇日
	5 工事の完了予定年月日	令和〇年〇月〇日
	6 その他必要な事項	建築物等名称：〇〇スーパー〇〇店 延べ床面積：〇〇平方メートル

5ページ「届出対象の施設」の誘導施設を参考に記入

開発行為における工事着手届の工事着手年月日を記入

注) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

■添付図書

- ・位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺1,000分の1以上）
- ・設計図（土地利用計画図：縮尺100分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（公図、求積図 等）
- ・委任状（代理人が届出する場合）

様式第19（都市再生特別措置法施行規則第52条第1項第2号関係）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

このうち「 誘導施設を有する建築物の新築」が該当する行為に。

について、下記により届け出ます。

令和〇年〇月〇日
 寒河江市長 〇〇 〇〇

届出者 住所 寒河江市大字〇〇〇〇〇
 氏名 株式会社〇〇〇〇
 代表取締役〇〇〇〇
 連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

届出日（行為着手の30日前まで）を記入

地番を記入

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地目及び面積	所在・地番：寒河江市大字〇〇〇〇〇 地目：宅地 面積：〇〇平方メートル
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	商業施設（スーパーマーケット）
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	建築物等名称：〇〇スーパー〇〇店 建築物全体の延べ床面積：〇〇平方メートル 誘導施設の延べ床面積：〇〇平方メートル 着手予定年月日：令和〇年〇月〇日 完了予定年月日：令和〇年〇月〇日

5ページ「届出対象の施設」の誘導施設を参考に記入

注) 届出者が法人である場合には、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

■添付図書

- ・配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面：縮尺100分の1以上）
- ・立面図（建築物の2面以上の立面図：縮尺50分の1以上）
- ・平面図（各階平面図：縮尺50分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（位置図、公図、求積図、建物求積図 等）
- ・委任状（代理人が届出する場合）

様式第 20 (都市再生特別措置法施行規則第 55 条第 1 項関係)

行為の変更届出書

届出日を記入
(行為着手の 30 日前まで)

令和〇年〇月〇日

寒河江市長 ○○ ○○

届出者 住所 寒河江市大字○○○○○
 氏名 株式会社○○○○
 代表取締役○○○○
 連絡先 ○○○○-○○-○○○○

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日

令和〇年〇月〇日

様式第 18 もしくは
第 19 の届出日を記入

2 変更の内容

変更する項目	変更前	変更後
開発区域面積の変更	○○平方メートル	△△平方メートル
着手予定年月日の変更	令和〇年〇月〇日	令和△年△月△日

3 変更部分に係る行為の着手予定日

令和〇年〇月〇日

4 変更部分に係る行為の完了予定日

令和〇年〇月〇日

- 注 1) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2) 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

■添付図書

〈開発行為の場合〉

- ・位置図（当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面：縮尺1,000分の1以上）
- ・設計図（土地利用計画図：縮尺100分の1以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（公図、求積図）
- ・委任状（代理人が届出する場合）

〈建築等行為の場合〉

- ・配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面：縮尺 100 分の 1 以上）
- ・立面図（建築物の 2 面以上の立面図：縮尺 50 分の 1 以上）
- ・平面図（各階平面図：縮尺 50 分の 1 以上）
- ・その他参考となる事項を記載した図面（位置図、公図、求積図、建物求積図 等）
- ・委任状（代理人が届出する場合）

様式第21（都市再生特別措置法施行規則第55条の2関係）

誘導施設の休廃止届出書

届出日を記入
(休廃止の30日前まで)

令和〇年〇月〇日

寒河江市長 ○〇 ○〇

届出者 住所 寒河江市大字〇〇〇〇〇
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役〇〇〇〇
連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・**廃止**）について、下記により届け出ます。

記

休止又は廃止の
いずれかに○

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称：〇〇〇〇〇店

用途：大規模小売店

所在地：寒河江市大字〇〇〇〇〇

5ページ「届出対象の施設」
の誘導施設を参考に記入

地番を記入

2 休止（廃止）しようとする年月日 令和〇年〇月〇日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

例)・コンビニエンスストア
・事務所

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

例)・令和〇年〇月〇日に除却予定
・使用予定は未定。使用予定が決まるまでは、適切な管理のもと存置する。

注1) 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2) 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入すること。

■添付図書

・委任状（代理人が届出する場合）

◆届出先・お問い合わせ先

寒河江市 建設管理課 建設総務係

〒991-8601 山形県寒河江市中央一丁目9番45号

電話：0237-85-1622

E-mail：kensetu@city.sagae.yamagata.jp